

入院処遇ガイドライン案（概要）

このガイドラインは、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、「医療観察法」という）における入院処遇について、その概要を定めたものであるが、その他のガイドライン等と調整すべき点については、現時点では、必ずしも十分な調整状況ではなく、今後、最終的にとりまとめる過程で整合性を図るものとしている。

I 総論

- 1 医療観察法における入院処遇の位置づけと目標・理念
- 2 新病棟の役割と運営方針
- 3 裁判所、法務省、厚生労働省との連携
→ 別途整理中の地域処遇ガイドライン等と整合性を図りつつ今後整理予定

II 入院処遇の留意事項

- 1 基本的事項
 - 1) 医療情報の取り扱い
 - ・社会復帰調整官、保護者等への情報提供
 - ・関係機関・地域への情報提供等
 - 2) 通院処遇との連携確保
 - ・精神医療・保健・福祉としての枠組み
 - ・包括的サービスと継続的なケア等
→ 別途整理中の地域処遇ガイドライン等と整合性を図りつつ今後整理予定
- 2 医療の質を確保する組織形態
- 3 治療プログラム
 - 1) 多職種チームによる個別の治療計画の策定と実施
 - 2) 精神疾患に係る薬物療法
 - 3) 外出・外泊の実施
- 4 治療評価と記録
 - 1) 継続的な評価
 - 2) 共通評価項目
 - 3) 記録等の標準化 → 現在、様式等を整理中。

III 指定入院医療機関におけるステージ分類（急性期・回復期・社会復帰期）と治療内容

1 急性期

治療目標

標準的なクリティカルパス

医師業務の概要

看護業務の概要

心理業務の概要

作業療法業務の概要

ソーシャルワーク業務の概要